



社員の多様な働き方のさらなる推進について 12月24日、団体交渉で提案を受ける！

＜会社提案内容＞

平成31年3月にこれまでの乗務員勤務制度の見直しを行い、「多様な働き方と効率性」の実現を図ってきたところである。この中で乗務員の指導等を行う社員による定期列車への乗務、支社等企画部門社員による短時間行路を活用した勤務の一部時間帯での乗務を行い、その経験を指導業務や企画部門業務にそれぞれ反映させることを目指してきた。また、当務主務の社員については一部時間帯の乗務と当直業務を組み合わせた働き方を行うことで主務職に相応しい役割の付与と人材育成を行ってきた。

社会全体で働き方改革が進む中で当社としてもこれまでの延長線上にとどまらない多様な働き方を一層推進し、社員と会社の持続的な成長を図っていく必要がある。このため、以下のとおり、多様な働き方のさらなる推進を目指し、乗務員の指導等を行う社員、支社等企画部門社員及び当務主務の社員について、短時間行路以外の行路にも乗務することを改めて可能とする。

1 多様な働き方のさらなる推進

(1) 短時間行路以外の行路への乗務

乗務を通じて得られる感覚、経験を乗務員の指導、企画部門業務により反映させる観点、技量維持の観点、多様な働き方の観点からこれまでの短時間行路への乗務に加え、短時間行路以外の行路への乗務も可能とし、その際は必要な教育を行ったうえで乗務することとする。

(2) 支社等企画部門社員の対象者拡大

支社等企画部門社員については、平成31年3月に行った乗務員勤務制度の見直し実施後に企画部門へ異動した社員を対象に、多様な働き方の実現を目的として乗務を行ってきたところであるが、これに加え、乗務から離れている期間によらず乗務経験のある社員を対象とし、必要な教育を行ったうえで乗務することを可能とする。

2 実施期日

令和3年4月1日

会社施策を「ひとり歩き」させないようチェックしていく！